

## 懇談会の運営について

### 1 委員の代理出席について

代理出席は原則不可とする。オブザーバーとしての出席は可とする。

### 2 委員の辞職や交代について

- ・ 町会及び自治会、学校支援本部、高円寺地区地域教育推進協議会の代表については、各母体から新たな委員を選出する。
- ・ 保護者については、各校 2 名の内 1 名は継続して委員となるような選出に努める。
- ・ 学校関係者については、校長や教育委員会と協議の上、新たな委員を選出する。
- ・ 校長、副校長、学校教育担当部長が異動等により交代した場合は、後任者に委員を引き継ぐ。

### 3 懇談会の傍聴について

- ・ 原則として公開とする。  
学校教育担当部長が必要に応じて非公開とすることができる。(要綱第 6 条)
- ・ 傍聴は、事前申込み制とする。(学校支援課新しい学校づくり係受付)

### 4 懇談会の会議録について

要点筆記(録音有)、発言者無記名(「委員」と表示)で事務局が作成する。

### 5 懇談会の会議録等の公開について

- ・ 開催内容(次第、配付資料等)については、懇談会終了後速やかに、教育委員会ホームページに掲載する。
- ・ 会議録は委員確認後、教育委員会ホームページに掲載する。(1 ヶ月半～2 ヶ月程度)
- ・ 次回の開催日時等決定後速やかに、教育委員会ホームページに掲載する。
- ・ 「懇談会ニュース」を発行し、当該校、近隣幼稚園・保育園の保護者への配付及び関係町会・自治会への回覧等を行う。併せて、教育委員会ホームページに掲載する。

### 6 懇談会の開催場所

高円寺中学校、杉並第四小学校、杉並第八小学校の持ち回りで開催する。

### 7 その他

その他、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度、懇談会で意見を伺い、学校教育担当部長が別に定める。(要綱第 8 条)